

堺市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■ 全部記録

□ 要点記録

会議の名称	令和6年度第1回堺市廃棄物減量等推進審議会																
開催日時	令和6年10月25日（金） 午前10時00分 から 午前11時35分まで																
開催場所	堺市役所 議会委員会室 本館12階 第1・2委員会室	傍聴者数	4名														
出席者又は欠席者 委員 (50音順：敬称略)	<p>出席者 10名</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">大島 知子</td> <td style="width: 33%;">小野 伸也</td> <td style="width: 33%;">小島 理沙 (Web)</td> </tr> <tr> <td>澤田 佳知</td> <td>中本 郁子</td> <td>並 司</td> </tr> <tr> <td>野村 俊之</td> <td>花田 尚実</td> <td>藤田 香</td> </tr> <tr> <td>山本 祐吾</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>欠席者 2名</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">清水 万由子</td> <td style="width: 50%;">東 正治</td> </tr> </table>			大島 知子	小野 伸也	小島 理沙 (Web)	澤田 佳知	中本 郁子	並 司	野村 俊之	花田 尚実	藤田 香	山本 祐吾			清水 万由子	東 正治
大島 知子	小野 伸也	小島 理沙 (Web)															
澤田 佳知	中本 郁子	並 司															
野村 俊之	花田 尚実	藤田 香															
山本 祐吾																	
清水 万由子	東 正治																
議題	<p>(1) 会長・副会長の選出について</p> <p>(2) 「堺市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況」について</p> <p>(3) 諮問について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 「堺市一般廃棄物処理基本計画」の改定について</p> <p style="margin-left: 20px;">② 「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の基本的事項について</p> <p>(4) (4) その他</p>																
会議の内容	別添のとおり																

令和 6 年度第 1 回堺市廃棄物減量等推進審議会

開催日:令和 6 年 10 月 25 日

場 所:堺市役所議会委員会室

本館 12 階・第 1・2 委員会室

開 会:午前 10 時 00 分

○司会

定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 1 回堺市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

本日はお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、環境事業管理課の大石と申します。

よろしく願いいたします。

着座にて失礼します。

冒頭ではございますが、ご報告がございます。

これまで長年にわたり、廃棄物行政にご尽力いただいた本審議会会長の近畿大学理工学部教授、嶋津治希委員が 7 月にご逝去されました。

突然の訃報を悼み、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

本日の会議は、対面参加と WEB 会議システムを利用した参加との併用により開催させていただきます。

黒田委員におかれましては、市議会議員を辞職されたことに伴い、本審議会についても、解嘱となりました。

本審議会の委員総数 12 名のうち、現在会場に 9 名の委員にお越しいただいています。

また、WEB では 1 名の委員からのオンライン接続を確認しておりますので、堺市廃棄物減量等推進審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、龍谷大学政策学部の清水委員、堺市商店連合会の東委員からはご欠席の連絡を頂戴しております。

また、本審議会は、同規則第 6 条第 1 項の規定により、公開となっております。

本日の会議には、4 名の傍聴者が来ておられますことをご報告いたします。

傍聴者の方におかれましては、堺市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する要綱の遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきま

すようお願いいたします。

続きまして、新たにご就任いただいた委員をご紹介させていただきます。

堺市大型小売店連絡協議会 会長 並 司 委員でございます。

よろしく申し上げます。

さて本日は、今年度初めての開催に当たりまして、環境局長の植松よりご挨拶申し上げます。

○植松局長

環境局長の植松でございます。

本日はお忙しい中、堺市廃棄物減量等推進審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、1月に発生いたしました能登半島地震及び9月の能登半島大雨災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本市におきましては、1日も早い被災地の復旧・復興を願ひまして職員派遣等の支援を行ってまいりました。環境局からも、公費解体にかかる支援を行うため職員を派遣しているところでございます。

さて令和3年3月に改定しました、堺市一般廃棄物処理基本計画が令和7年度に中間目標年度を迎えることから、本計画の改定を予定しております。

また、老朽化の進んだ中間処理施設について、安全・安心で安定的な処理体制の継続を図るために、新工場の建設に向けた堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定を予定しております。

本日は、一般廃棄物処理基本計画の改定及び一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定に関する基本事項についての諮問をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、様々な視点からご意見をいただきまして、本市廃棄物行政の推進にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、会議の開催にあたり、2点お願いがございます。

まず1点目でございますが、本審議会の会議録につきましては、発言者名を明記した上、堺市ホームページ及び市政情報センターでの閲覧などにより、公表させていただきます。

会議録の作成にあたっては、事務局で原案を作成の上、出席委員への確認を経て、会長の署名をいただくことで最終確定とさせていただきます。

正確を期すため、会議内容を録音させていただきますので、ご了承のほどよろしく願
いします。

2点目でございます。

会場にお集まりの皆様におかれましては、音声を拾います関係上、ご発言の際はマイク
を通していただきますようお願いいたします。

ご発言の際は、マイクのボタンを押していただき、ランプを緑の状態に、発言終了後は
もう一度ボタンを押していただき、ランプを赤の状態にお戻しいたいただきますようお願い
申し上げます。

オンラインでご参加の皆様におかれましては、会議中カメラはオン、マイクはミュート
としていただきますようお願いいたします。

また、ご発言の際は、映像内で挙手いただくか、チャット機能でご発言をする旨をお知
らせください。

会長からのご指名後、マイクのミュートを解除の上、ご発言をお願いいたします。

このほか、進行中、不具合などがありましたら、チャット機能等で事務局にご連絡くだ
さい。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日配布
しております資料でございますが、一番上が本日の次第でございます。

次に、「委員名簿」でございます。

次に、本日の「配席図」でございます。

次に、「堺市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）～概要版～」でございます。

次に、資料1「堺市一般廃棄物処理基本計画 2024年度進捗状況報告書（案）」でござ
います。

次に、A3版の資料2「堺市一般廃棄物処理基本計画 2024年度進捗状況について」でござ
います。

次に、資料3「食品ロス削減の推進～2024年度進捗管理～」でございます。

次に、資料4「堺・ごみ減量4R大作戦について」でございます。

次に、資料5「ごみの減量化・リサイクルに関する市民・事業所意識調査結果報告書（概
要版）」でございます。

次に、資料6「本市のごみ処理状況」でございます。

次に、A3版の資料7「堺市一般廃棄物処理基本計画改定に係る基本的な考え方」でござ
います。

最後に、A3版の資料8「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画策定に関する基本的な考
え方」でございます。

本日は資料が大変多くなっておりますが、漏れ等ございませんでしょうか。お手元にな

い資料等がありましたら事務局にお声がけください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

1つ目の議題、「会長・副会長の選出について」でございます。

冒頭に申し上げましたとおり、嶋津会長が逝去され、本審議会は会長が不在の状況となっております。第13期堺市廃棄物減量等推進審議会委員の任期は令和7年9月末までとなっております。会長不在が長期間続くことは望ましくないことから、新たな会長・副会長の選出をお願いいたします。

堺市廃棄物減量等推進審議会規則第2条において、「審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから会長が指名する」こととなっております。

会長の選任に関しまして、委員の皆さまからご推薦等はございませんか。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員

よろしいでしょうか。

ご推薦させていただきたいと思います。

前期の審議会よりご在籍されており、また現副会長としてご就任されていらっしゃる、本審議会の経験が豊富な大阪公立大学の野村先生に会長をお願いするというのはいかがでしょうか。

○司会

野村委員を会長にとのご提案がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(拍手あり)

○司会

「異議なし」のお声をいただきましたが、野村委員いかがでしょうか。

○野村会長

はい、謹んでお受けさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○司会

野村委員のご承認をいただきました。ありがとうございます。それでは野村委員に会長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、野村会長に一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○野村会長

はい。ただいま本審議会の会長を急遽拝命することになりました。大阪公立大学の野村です。

まずは、堺市の廃棄物行政にご尽力いただいた嶋津治希先生のご冥福を心からお申し上げたいと思います。

さて、この後ご報告があるかと思えますけれども、2025年、来年は中間目標の年度になっております。その間、市民や事業者の皆様のご理解、ご協力、そして行政の皆さまのご尽力によってごみの削減は進んでいて、目標はかなり達成できているという状況にはなっていますが、細かい事項で見ると、やはりまだまだ未達な状況もあるということも現状でございます。

その間に、社会情勢もかなり大きく変化し資源循環というのはもう、今の地球環境においてどうしても避けられないマストな事項になってきていると思います。それを踏まえまして、中間目標年度を迎えるにあたりまして、目標を見直していく、またそれを実現するための政策を打ち出していくということを行う大切な年度になるかと思えます。

環境に優しいまち・堺の実現に向けて、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

○司会

ありがとうございます。

それでは、副会長をお決めいただきたいと存じます。

本審議会規則第2条では、「副会長は、委員のうちから、会長が指名する」ということになっておりますので、野村会長からご指名をお願いいたします。

○野村会長

はい。それでは副会長を指名させていただきたいと思います。前回から継続して審議会委員にご就任いただき、廃棄物について広いご見識をお持ちの和歌山大学の山本委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手あり)

○司会

「異議なし」のお声をいただきましたが、山本委員いかがでしょうか。

○山本委員

はい。お受けさせていただきます。

○司会

ありがとうございます。

それでは、山本委員に副会長をお願いいたします。

それでは、副会長に一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○山本副会長

はい。和歌山大学の山本と申します。

私なんか特に特殊能力があるわけではありませんけれども、微力ながら、計画作り、政策展開に資するような、貢献ができればなと思っております。

雑談ですけども、私が昔住んでいたエリアが堺市内にありまして、今日来る途中にずっとその辺をウロウロ歩きながら来たんですけども、やはり街が綺麗なんですね。散乱ごみが非常に少ないなという印象を受けまして、一体これは市民、行政、事業者のどのような取組の効果なのかな、ということに非常に興味を持っておりますので、このような審議会の中で、何かその秘訣のようなものが、発見できればいいなと思っています。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会

ありがとうございます。

それでは、2つ目の議題、「堺市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について」でございます。

本審議会規則第3条第1項の「会長が議長となる」の規定に基づきまして、ここからは野村会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

野村会長、よろしく申し上げます。

○野村会長

はい、それでは、2つ目の議題、「堺市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について」ということですが、委員の皆様には、事務局より事前に資料交付と説明があったかと思えます。本日は時間の都合もございまして、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題2「堺市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について」ご説明いたします。

まず初めに、資料1「堺市一般廃棄物処理基本計画～2024年度進捗状況報告書～(案)」は、基本計画の数値目標や重点的に取り組む施策に関する取組指標の達成や施策の着実な推進のため、5項目の数値目標や、6つの取組指標に対する実績及び36の個別施策の進捗状況について取りまとめたものとなっております。

今回はお時間の関係もありまして、資料1の要点を整理しました、資料2を基にご説明させていただきます。

それでは、資料2「堺市一般廃棄物処理基本計画 2024年度進捗状況について」をご覧ください。

「1. はじめに」、「2. 基本計画の概要」と続きますが、昨年度と同じ内容になりますので、説明を省かせていただきます。

「3. 計画目標の達成状況」からご説明いたします。下の図をご覧ください。2023年度末現在、①清掃工場搬入量及び②1人1日あたり家庭系ごみ排出量は中間目標を達成しております。③1日あたり事業系ごみ排出量及び⑤最終処分量は、最終目標を達成しております。④分別まちがい率については、現在のところ未達成となっております。

次に、「4. 取組指標に対する達成状況」について、重点的に取り組む施策に関する取組指標は、全ての項目において未達成となっております。

続きまして、「5. 計画目標及び取組指標の達成状況の総括」について、まず、3でご説明しました計画目標について、5つの計画目標のうち、4つの項目について、中間もしくは最終目標を達成し、ごみ排出量の削減が進んでいると考えております。

一方、分別まちがい率は、2023年度は28.9%と、23.9%だった2021年度の前回調査から、5ポイント増加となっております。

特にプラスチック類の生活ごみへの混入は10.9%と、前回調査から2.4ポイント増、紙類の生活ごみへの混入は15.7%と、前回調査から3.4ポイント増となり、適切な分別について、市民への情報発信の強化が必要であると考えております。

続いて、4でご説明いたしました取組指標について、全て未達成であるものの、令和5年度に実施しました「ごみの減量化・リサイクルに関する市民意識調査」からは、市民のごみ減量の意識が高まっていると推察されます。

市民意識調査の結果については、資料5「ごみの減量化・リサイクルに関する市民・事業所意識調査結果報告書 概要版」をご覧ください。

こちらの2ページ目の、3つ目の○の項目において、ごみが減った理由として、「ごみ減量の意識が高まり自分自身が出すごみの量が減っている」が、51.1%で最も多い回答となっております。

また、後ほど資料4でご覧いただく「堺・ごみ減量4R大作戦」などの取り組みにより、リサイクルよりも前の段階であるリフューズ、リデュース、リユースにより、全体のごみ量が減少し、リサイクル率の低下に繋がったものと考えております。

それでは、資料2の説明に戻ります。「手つかず食品」については、重量ベースの推計値で比較すると、2023年度は2021年度より減少しております。

本市の食品ロスを含む生ごみの削減に関する取組について、一定の効果があったものと考えておりますが、取組指標としている、生ごみに占める「手つかず食品」の割合は増加しており、未達成となっております。

リサイクル率を含む取組指標の達成が、計画目標の達成に必ずしも寄与するものでないことが明らかになったため、次期計画で取組指標のあり方について再検討を行います。続きまして、裏面の「6. 個別施策の進捗管理」についてご説明いたします。

個別施策は全部で36施策ございますが、こちらでは、計画にて重点的に取り組むこととしている5つの施策にかかる9つの個別施策をピックアップし、記載しておりますので、別途ご確認よろしく申し上げます。

また、36ある個別施策のうち、2023年度に実施した新しい取り組みについてご紹介いたします。

まず、①エコレシピコンテストを一般部門と高校部門に分けて実施いたしました。②ペットボトルのキャップとラベルをはずしてキャンペーンを実施いたしました。③リサイクル可能な事業系古紙の清掃工場搬入禁止を2024年1月から実施いたしました。④水銀ゼロ使用乾電池の回収方法を2023年4月より、不燃小物類に変更いたしました。

資料2の説明は以上でございます。なお、資料3「食品ロス削減の推進～2024年度進捗管理～」につきましては、今回はお時間の関係もありまして、説明を割愛させていただきますので、別途ご確認ください。

続きまして、資料4「堺・ごみ減量4R大作戦について」をご覧ください。

「1. プロジェクトの概要」につきましては、昨年度と同じ内容になりますので、説明を省かせていただきます。

「2. ごみ減量状況」につきましては、市民・事業者の皆さまの協力によって大幅にごみ減量が進み、2022年度に引き続き、2023年度も目標を達成しました。「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」は、前年度比27グラム削減し、590グラムとなり、修正後の目標である602グラム以下を達成することができました。また、「清掃工場搬入量」につきましても、前年度比1万トン削減し、家庭系ごみと事業系ごみを合わせて22.7万トンとなり、修正後の目標である23.2万トン以下を達成しました。

裏面の「3. 主な取組と実績」をご覧ください。まず、様々な媒体を活用して、4Rの具体的行動に関する情報発信を強化したほか、「4RアクションDAY」や「エコレシピコンテスト」などのイベントを開催しました。

また、本市ホームページで目標達成状況を毎月公開いたしました。

次に、企業との連携事業として、フードシェアリングや小型家電回収を提供する民間サービスの利用促進、粗大ごみやイベント等で回収したものの連携事業者を通じたリユースを実施しました。詳細は資料をご参照ください。

また、堺市独自の主な取組として、子ども服のリユースを促進するため、市役所や区役所に、「子ども服回収ボックス」を期間限定で設置し、イベント等で無償譲渡しました。

次に、ペットボトルのリサイクルを促進するため、住居形態別に正しい分別方法の周知や、排出指導を実施し、リサイクルできずに焼却処理される割合である残渣率を、前年度比 19.5%削減しました。

最後に、事業系古紙のリサイクルを促進するため、2024 年 1 月から、事業所から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止しました。

説明は以上でございます。

○野村会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました内容について、事務局から全ての委員に会議開催前に事前説明があったかと思いますが、その際に出た質問事項や意見について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、事前説明の際にいただいた意見を、一部ではございますが、ご報告いたします。

- ・進捗報告では、計画目標はしっかり達成しているのに、取組指標が全て未達成のため、目標が達成していないように感じてしまう。正しい情報を市民の方へ、誤解が生まれないように伝えていくことが大事である。

- ・子どもを経由して、親世代や家庭のごみ減量の意識を高めていくことが大切である。

- ・事業系古紙の清掃工場搬入禁止の施策が、今年 1 月より実施されているが、事業系古紙の処理について、事業者への情報発信を継続し、丁寧な説明を継続していただきたい。

- ・廃棄物の減少について、エコ包装の浸透も要因の一つであると考えます。エコ包装についての市民理解も進んでいる。

- ・分別まちがい率を改善していくには、汚れが取れないペットボトルなど、分別でちょっと悩むことなどを、X（旧 Twitter）などで伝えていくなど、情報発信の創意工夫が必要。

などのご意見をいただきました。その他、様々なご意見をいただいておりますが、本日は時間の関係から一部の報告とさせていただきます。

○司会

はい。ありがとうございます。

事務局から事前説明時の意見について説明がありました。

議題 2 の「堺市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について」は次の議題 3 とも関連

がございます。

時間の関係もございますので、追加のご意見は、議題3と併せて後ほどお願いしてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、3つ目の議題、「諮問について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

本件につきましては、本来ならば永藤市長から諮問を行うところではございますが、所用のため、環境局長の植松が市長代理として堺市廃棄物減量等推進審議会に諮問を行いたいと存じます。

それでは、諮問書を交付させていただきます。植松環境局長、前方にご移動願います。野村会長、ご起立願います。

○植松局長

堺市廃棄物減量等推進審議会会長様

「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定について」及び「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本事項について」貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしく願います。

○野村会長

謹んでお受けいたします。

○司会

委員の皆様には、諮問文の写しを配布させていただきます。

しばらくお待ちください。

それでは、引き続き、議事進行につきまして、野村会長よろしく願います。

○野村会長

はい、承知いたしました。

ただいま、永藤市長から本審議会に対して、「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定について」及び「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本事項について」の諮問がございました。

まず、諮問の内容につきましては、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○環境事業管理課参事

環境事業管理課参事の中塚でございます。

着座にて失礼いたします。

今回の諮問につきまして、諮問事項、諮問理由を読ませていただくことで説明とさせていただきますたく存じます。

まず、諮問事項1「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定について」でございます。

本市では、循環型社会の形成に向けて、令和3年3月に改定しました「堺市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」といいます。）に基づき、ごみ減量やリサイクル及び適正処理を推進しております。

市民や事業者の方々のご協力により、ごみ排出量は減少し、令和5年度末実績で、計画目標の清掃工場搬入量及び1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、令和7年度の間目標を前倒しで達成いたしました。

また、1日あたり事業系ごみ排出量及び最終処分量は、令和12年度の最終目標を前倒しで達成いたしました。一方で、分別まちがい率は増加しており、資源物の適正排出が課題となっております。

国におきましては、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わる全ての主体におけるプラスチックの資源循環の取組（3R+Renewable）を促進しております。

さらに、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済への移行が循環型社会を形成するための国家戦略として位置づけられました。

今般、現行計画の間目標年度である令和7年度を迎えることから、本市の現状や国の動向、社会情勢等を踏まえ、幅広いご見識と様々な視点から廃棄物行政の指針となる堺市一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっての考え方や、今後の取り組むべき方向性についてご審議いただきたく、諮問を行うものでございます。

以上でございます。

○環境施設課長

続きまして、環境施設課長の高濱でございます。

「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本事項について」の諮問につきまして、私の方からご説明させていただきます。

着座にて説明いたします。諮問書の裏面をご覧ください。先ほどの諮問の趣旨を読ませていただきます。

「堺市一般廃棄物処理基本計画」では、クリーンセンター東工場第一工場、第二工場及びリサイクルプラザの老朽化が進んでいることから、安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築を図るため、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画、以下、「整備計画」とさせていただきます。の策定を進めることとしております。

については、令和2年10月28日付けの貴審議会による答申、第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について、より整備計画の一部方向性を示していただいております。

すが、今般、「整備計画」を策定するにあたり、上記3項目について、令和2年度からの社会情勢の変化や本市の現状を踏まえ、ご審議いただきたく、諮問を行うものでございます。

以上でございます。ご審議の方、よろしく願いいたします。

○野村会長

はい。ご説明ありがとうございました。

それでは、審議を行ってまいりたいと思います。

まず事務局から、「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定」について、資料のご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料6「本市のごみ処理状況」をご説明いたします。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく法定計画です。

同法に規定されている

- (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
- (2) ごみ排出抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) ごみの処理施設の整備に関する事項

を定めなければなりません。

2ページ目をご覧ください。本市に処理責任のある廃棄物は、事業活動に伴って発生する廃棄物であって、産業廃棄物以外のものである、事業系一般廃棄物と生活ごみ、粗大ごみ、缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の家庭系廃棄物と定められています。

次に、本市の収集（回収）・処理方法についてご説明いたします。

まず、家庭系ごみの収集区分ですが、生活ごみ、缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属は、それぞれ週2回から月1回収集しています。

また、粗大ごみ、臨時ごみは有料で、不燃小物類は無料で、申込制により収集しています。収集しましたごみは、それぞれ区分ごとに焼却、リサイクル、埋立てされます。

資源ごみ以外は手数料を支払い、直接清掃工場に搬入することも可能です。

3ページ目をご覧ください。家庭系ごみは行政収集の他に、拠点回収・集団回収をしています。使用済小型家電、インクカートリッジ、水銀使用廃製品等は拠点回収を、古紙・古布類は集団回収を実施し、それぞれリサイクルをしています。

次に、事業系ごみの収集・処理方法についてご説明いたします。

事業者が自ら直接清掃工場に持ち込む「自己搬入」、市に申し込んで市が収集・処理す

る「継続ごみ」、そして、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた収集業者が排出者の委託を受け、市の清掃工場に搬入する「許可制度」と、3通りの方法があります。

また、美化活動者により集積されたごみを本市で処理しています。

4 ページ目をご覧ください。本市の中間処理についてご説明いたします。

まず、清掃工場ですが、東工場第一工場、第二工場、南工場、臨海工場がございます。南工場は老朽化により 2013 年度末より休止中です。また、東工場の第一工場につきましても、老朽化が進んでおり、主に東工場第二工場と臨海工場で処理を行っています。

臨海工場は、シャフト炉式ガス化溶融という方式でごみを直接溶融しますが、これ以外にはストーカ式という、ごみを焼却する方法で、溶融までは行いません。表には 1 日あたりのごみ処理能力を記載しています。

次に (2) 資源化処理施設及び貯留施設をご覧ください。

資源化処理施設として、①のリサイクルプラザで、缶はアルミとスチールに、びんは 4 種に色分けして選別し、再生資源事業者に引き渡しています。

②のクリーンセンター東工場貯留施設では、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び小型金属を集積しています。

ペットボトルは、品目別に圧縮、梱包等の中間処理を行う委託業者に、プラスチック製容器包装は、再商品化事業者、小型金属については、異物を除去した後、再生資源事業者に引き渡しています。

続きまして、「5 最終処分」についてですが、市では、ごみを焼却、減容化した後に、最終的に発生する灰については、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）に処分を委託しており、現在は大阪沖埋立処分場で埋め立てられています。

続きまして、「6 ごみの減量に向けた主な新規・拡充取組」ですが、先ほど議題 2、進捗報告で説明しました内容と重複する部分が多いので、省略させていただきます。

最後に、「7 堺市一般廃棄物処理基本計画目標の進捗状況」について、先ほどの進捗報告と重複する部分もございしますが、再度ご説明いたします。

①清掃工場搬入量は、2019 から 2023 年度に、2.6 万トン減少しており、2022 年度に中間目標の 24.1 万トンを前倒しで達成しています。家庭系、事業系ごみ排出量の減少に伴い、清掃工場搬入量も減少しています。

②1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、2019 から 2023 年度に 53 グラム減少しており、2022 年度に中間目標の 628 グラムを前倒しで達成しています。「堺・ごみ減量 4R 大作戦」の期間中である 2022 から 2023 年度にはごみが大幅に減少しています。最終目標の達成に向けて、更なる減量化・リサイクルに取り組む必要があります。

③1 日あたり事業系ごみ排出量は、2019 から 2023 年度に 34 トン減少しており、2022 年度に最終目標の 213 トンを前倒しで達成しています。また、2020 年度に大きく減少し、その後はほぼ横ばいで推移していましたが、2023 年度に再び減少しています。事業系ごみの排出量の減少について、コロナ禍、「堺・ごみ減量 4R 大作戦」による発生抑制・資

源化の取組、社会・経済情勢の影響など複合的要因があると考えられます。

④分別まちがい率は、2019 から 2021 年度は横ばいで推移していましたが、2023 年度は 2021 年度と比較して 5 ポイント上昇しています。生活ごみの減量は進んでいますが、分別まちがい率は上昇しており、資源の分別が課題となっています。中間目標の 22.7%の達成は難しい状況にあります。

⑤最終処分量は 2019 から 2023 年度まで減少が続き、2022 年度に最終目標の 2.0 万トンを超えて達成しています。最終処分量の減少はコロナ禍、物価高など社会・経済情勢の変化、「堺・ごみ減量 4R 大作戦」期間中である 2022 から 2023 年度の取組の効果などによるものと考えられます。

資料 6 の説明は以上でございます。

続きまして、資料 7「堺市一般廃棄物処理基本計画改定に係る基本的な考え方について」をご説明いたします。

一般廃棄物処理基本計画は、法定計画であり、本市が長期的な視点に立って、ごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めるものです。

現計画は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間を計画期間とし、2025 年度を中間目標年度と設定しています。中間目標年度は、各施策の進捗、事業内容等について必要な見直しを行うこととなっていることから、先ほど諮問がありましたように、本審議会から来年度の審議会にかけて、審議をすすめていくこととなります。

関連計画について資料に示している通りです。本計画は、2050 年度を目途とした長期的な環境の将来像等を掲げる、「堺環境戦略」を上位計画とした廃棄物部門計画として位置づけられています。

基本理念は『共に取り組み、実現する。環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」』

基本方針は、

①4R のさらなる推進

②ごみに関わる多様な主体の連携・協働

③環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

です。計画目標については、先ほど資料 6 で説明したとおりでございます。

それでは、資料の右側をご覧ください。計画目標の達成状況等について説明させていただきます。

まず、全体としてですが、2023 年度末時点で、清掃工場搬入量、1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量、1 日あたり事業系ごみ排出量、最終処分量が中間目標あるいは最終目標を前倒しで達成していることから、排出量の削減が進んでいると言えます。

一方、分別まちがい率は、2023 年度は 28.9%と、23.9%だった 2021 年度から 5 ポイント増加し、中間目標の達成は困難な状況です。

特にプラスチック製容器包装の生活ごみへの混入は 10.1%と、2021 年度から 2.3 ポイ

ント増加し、適切な分別について市民への情報発信の強化が必要となっています。

次に、家庭系ごみが減少しています。人口の減少により、もともと排出量は減少傾向にありましたが、特に 2022 から 2023 年度に大幅に減少しています。

同時期に実施した、「堺・ごみ減量 4R 大作戦」でのリフューズ、リデュース、リユースの取組に一定の効果があったものと考えます。ただし、家庭系ごみは全国的に減少傾向であり、物価高による消費減退等の社会情勢も一因と考えます。

次に、事業系ごみについても減少しています。

新型コロナウイルスの影響が和らぎ、企業活動が活発になった 2022 年度以降、多くの政令市では排出量が増加する中で、本市は減少傾向が続いています。排出事業者への立ち入り検査や搬入物検査の強化、新たなリーフレットを用いた周知等が市内事業者の継続的な適正排出に繋がったことが、減量の一因と考えます。

続きまして、今後の計画における検討内容について説明します。

「堺・ごみ減量 4R 大作戦」など、4R 運動の推進による市民意識の向上や、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行、国における第五次循環型社会形成推進基本計画の策定、社会情勢の変化等を踏まえ、更なるごみの減量化・リサイクルの推進に向けて、現計画目標等を見直します。

具体的には、現計画目標の達成状況を踏まえ、継続を含めた適切な目標項目及び目標値を設定し、取組指標のあり方を見直します。

また、現在実施している施策を継続・拡充し、更なる減量化・リサイクル推進のため、新たな具体的施策について検討を行います。

また、現計画改定前の 2016 年から引き継いでいる基本理念、基本方針について、これまでの減量化・リサイクルの方向性を維持しつつ、本市の現状や社会情勢を踏まえた表現に変更します。

今後のスケジュールについては資料の通りです。審議会開催時は随時開催案内を送らせていただきます。

資料 7 の説明は以上でございます。

○野村会長

はい。ご説明ありがとうございました。

次に「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本事項について」事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは、資料 8 「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画策定に関する基本的な考え方」につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料 8 をご覧ください。

なお、以下のご説明では、一般廃棄物処理施設整備基本計画につきましては、「整備計画」と呼称させていただき、一般廃棄物処理基本計画につきましては「基本計画」と呼称させていただきます。

それでは、資料 8 左上部の「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」から順にご説明させていただきます。

まず「整備計画」の位置づけでございますが、基本計画を直近上位とする個別計画でございます。将来にわたり安定した一般廃棄物処理体制を構築するため、長期的な視点に立ち、施設整備の基本的な方向性を定めるものでございます。

次に、本市関連計画でございますが、図示しております通り、基本計画を直近上位とする一般廃棄物処理施設整備に特化した個別計画でございます。

続きまして、本市一般廃棄物処理施設の現状につきましては、焼却施設の東工場第一、第二については、それぞれ昭和 52 年、平成 9 年竣工であり、臨海工場については平成 25 年竣工でございます。これら 3 工場のうち、東工場第一、第二の老朽化が進行しておりますことから、施設更新が必要であります。

なお、臨海工場につきましては、建築基準法第 51 条ただし書き許可による暫定施設であることから、現地更新はできない施設でございます。また、資源化施設のリサイクルプラザにつきましても、平成 7 年竣工であり、東工場第一、第二と同様に老朽化が進行していることから、焼却施設との統合も含めました施設更新の検討が必要でございます。

続きまして、整備計画策定の必要性でございます。現基本計画では、収集運搬効率や災害時に備えたごみ焼却施設の分散配置を念頭に、休止中の南工場なども含めて、施設整備候補地の選定を行いまして、新工場の建設に向けた整備計画を策定することとしております。この方針を踏まえまして、今回、安全・安心で安定的な処理体制の構築を図るため、整備計画を策定し、中間処理施設の整備を推進することといたしております。

続きまして、「整備計画」で策定する事項でございます。

今回諮問を行います、一般廃棄物処理体制、処理能力算定方法、地域との共生（環境学習設備）を含めまして、策定する項目につきましては計 12 項目であり、建設候補地、環境負荷低減、施設整備スケジュール、概算事業費及び財源計画等の施設整備に必要な基本的事項について策定を行うものでございます。

続きまして資料の右に移らせていただきます。前回答申の要約でございます。

前回答申、令和 2 年 10 月 28 日のうち中間処理に関する事項は、大きく分けて 3 項目でございます。

まず一点目「中間処理施設の更新」関連、二点目「環境負荷」、三点目、「災害に強い処理体制の構築」でございます。

まず中間処理施設の更新関連につきましては、三点ございまして、

一点目、施設配置について、都市計画決定（ごみ焼却場）を受けているのは、東工場と休止中の南工場のみでございます。

二点目、臨海工場は建築基準法による暫定施設であり、用地の長期的確保は不可能でございます。

三点目、老朽化が進むリサイクルプラザについて、新工場との併設も視野に入れつつ、更新・整備を図ることが必要でございます。

これらを踏まえ、休止中の南工場は、今後も清掃工場用地であることを明確に位置付けることが適当であり、東工場及び南工場の敷地内において、順次更新を図ることで、長期的なごみの安全・安心な処理体制を構築することが適当であるとの答申をいただいております。

次に環境負荷でございます。

環境負荷につきましては二点ございまして、

一点目、環境負荷低減に関して清掃工場の適正な定期点検、整備を実施し、適切な運営管理の実施が必要であります。

二点目、低炭素社会の実現に貢献するため、廃棄物発電等のごみ処理時に発生する熱エネルギーの有効活用を促進することでございます。

最後に、災害に強い処理体制の構築につきましては二点ございまして、

一点目、大規模災害発生時には、広域圏における本市の役割検討及び老朽化が進む施設の更新・改良と併せまして施設の強靱性確保が必要でございます。

また、災害時に備え、焼却施設の分散配置を図り、災害廃棄物処理を見据えた一定の余力確保が必要でございます。

二点目、今後の施設整備につきましては、災害時においても処理可能となる処理能力の確保、災害時の緊急電源としての廃棄物発電の活用及び防災拠点としての機能確保などの検討が必要でございます。

続きまして今回諮問を行います、諮問項目について、でございます。諮問書にもございます通り、過年度、同審議会による答申によりまして、整備計画の一部方向性についてはお示しいただいております。

令和2年度からの社会情勢の変化や本市の現状を踏まえ、整備計画策定に際し、廃棄物行政に精通し、かつ客観的な視点を有する審議会に意見を求めることが適当である基本事項3項目について今回諮問を行うものでございます。

続きまして諮問項目でございますが、諮問項目につきましては、一般廃棄物処理体制、処理能力算定方法、地域との共生（環境学習設備の基本方針）の3項目でございまして、

まず一点目、一般廃棄物処理体制につきましては、清掃工場の配置や資源化施設の併設などについて、本市が目指すべき処理体制の将来像について諮問いたします。

二点目、処理能力算定方法につきましては、国及び他市事例をもとに、本市固有の諸条件、災害時余力、施設稼働日数等を考慮した上で、新工場の処理能力算定方法を構築し、構築した算定方法（主に算定の考え方）につきまして諮問するところでございます。

三点目、地域との共生（環境学習設備の基本方針）につきましては、ごみ処理施設が、

環境学習及び啓発に関する情報発信基地として重要な役割を担うことから、情報発信基地としての役割の基本方針、主に方向性につきまして諮問いたします。

最後に今後のスケジュールにつきましては資料に記載の通りでございます。なお、スケジュールにつきましては、堺市一般廃棄物処理基本計画改定に係る基本的な考え方について、と、同様のスケジュールでございます。

簡単ではございますが、資料8「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本的な考え方」に関するご説明は以上でございます。

○野村会長

はい。ご説明ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました諮問の内容についても事前に全員に説明があったかと思いますが、その際に出た意見や質問について、ご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事前説明の際にいただいた意見を一部ではございますが、ご報告いたします。

○リユース、リサイクルについて、フリマアプリの活用、民間の古紙回収拠点へ持ち込みなど、市民と事業者で実施される取組について行政では把握ができない。廃棄物の流れを行政だけで把握することが難しいことも考えながら、次期計画について検討が必要。

○外国籍の方、高齢者の単身世帯などに、ごみの出し方の案内が必要と感じる。

高齢者については、食事（宅食）の配送時に情報発信をするなど、ネットやSNS だけではない情報発信も行えるのではないかと。

○計画目標・取組指標について、リフューズ（断ろう）の目標・指標がない。次期計画では、アンケートやモニタリングによる行動指標についても検討が必要。

○小学生などに対する環境学習が大事。子どもの頃から学習することで、リサイクル等が身につく。分別して終わりではなく、分別したものが、それぞれどのような製品に生まれ変わるのか、わかるようになれば良いと思う。

などのご意見をいただきました。その他、様々なご意見をいただいておりますが、本日は、時間の関係から一部の報告とさせていただきます。

○野村会長

はい。ご説明ありがとうございました。

事務局から事前説明の際に出た意見や質問についての説明がありましたが、議題 2 も含めまして、委員の皆様方のご意見、ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

では藤田委員よろしく願いいたします。

○藤田委員

ありがとうございます。

2点ございます。

まず1点目ですが、先ほど事務局様からご説明がありました、今後どうしたら良いのかという点で、外国籍の方について、若干意見を述べさせていただきたいと思います。

これまでの事務局のご説明のとおり、社会経済環境の変化に応じてこの一般廃棄物を巡る状況も日々変化しているということで、最新の堺市の情報によると、今、堺市には19,050人の外国籍の方がいらっしゃって、国別では中国、ベトナム、韓国、フィリピンの方の登録人口が多いということになっております。そういった方々が、例えば、多言語でご案内もされているというご報告がありましたが、そういった人たちの障壁が下がるように中国語とかベトナム語、韓国語、フィリピン語といったきめ細かな情報発信が必要なのではないかということが1つでございます。

もう1点気になっていきますのが、インバウンド対応をどうするのかということで、色々な観光客の方が多い地域では、観光客増加にともなうごみの問題が発生しているかと思えます。

例えば堺市の観光戦略などによりますと、2025年までに2019年、エリアごとですけれども29.4万人、182.7万人だったところを60万人、300万人まで伸ばしていこうとされています。万博も控えておりますし、おそらく多くの方が滞在される可能性が非常に高いのではないかと思います。特に事業者の方で、飲食業では観光客の方へのご対応で食品ロスの問題ですとか、もし食べ歩きなどがあれば、どのような容器で提供するのかとか、今後どのような配慮ができるのかといったようなことも堺市の方から、何か情報提供や海外からの観光客の方に対しても他言語で協力を求めるような、このようなものがありますよとか、登録店舗にお配りするとか、そういった多様な、堺市に滞在する、あるいは住んでいる方への対応について、しっかりと次回以降ご議論いただければと思っております。

以上です。

○野村会長

はい、ありがとうございます。大変大事な御指摘かと思います。

何か事務局の方からコメントなど、現状こうですよというものはありますでしょうか。

○環境業務課長

環境業務課の前中でございます。先ほど藤田委員の方から多言語でのごみの出し方のご案内ということで、当然堺市内、沢山の外国籍の方がいらっしゃいまして、その中でごみの出し方をパンフレット冊子でご案内させていただいております。資源とごみの分別の大辞典、外国版につきましては、現在、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ベトナム語、

タガログ語という5つのバージョンで、外国語でのご案内をさせていただいております。当然ごみの排出時に、外国籍の方がなかなか分別についてご理解いただけていないということをご指摘いただくということもございますので、そういった場合につきましては、個別ケースについて排出指導の方についての個別対応はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○野村会長

いかがでしょうか。

おそらく、来年は万博もあってインバウンドもあって、外国の方がたくさんやってくるというのは、結局ごみも一緒にやってくるということになります。もう近い話ですので、何か、ご検討を考えていただければというふうに思います。

その他、何かございますでしょうか。

○山本副会長

コメントというか、今後の計画作りへの期待について、ポツと頭に浮かんだ3点お伝えしたいなと思います。

1つは、どこかの資料に第五次循環型社会形成推進基本計画が8月に策定されたというふうにあったと思いますが、それより前の5月に、第六次環境基本計画が閣議決定されたかなと記憶しています。私もあまり熟読はしていないんですけども、あそこを書いてあるメッセージとの、国の環境政策全体の基本方針との整合性というのを少し意識していただくような計画になると面白いかなと思います。

例えばウェルビーイングという言葉がはっきりと書かれていたかなと思います。

資源を循環させたり、あるいは物を大事に使ったり、そういう暮らしぶりがどう人々の健康的な生活、あるいは満足度の高い生活に繋がりうるのかということも、やはりどこかで意識しながら、ただ単に汗かきながらごみを減らしましょうという、つらいモデルではない、何かそういうハッピーな暮らしと繋がるような計画ができればいいなと思います。言うのは簡単で、実行は大変かなとは思いますが。

それから、言葉が変わっただけとは思いますが、地上資源、いわゆるバイオマス資源であるとかそういうものを、化石燃料ですね、地下資源に変えて、もっと重視していきましょうと、確か地上資源基調型のシステムみたいな言葉が書いてあったような気がします。そういう地上資源を活用しながらごみも最終処分されていくような、焼却処分をされていくようなごみ、化石燃料系の資源を含めてですね、どういうふうに削減していくかということ、地上資源をどれだけ有効に使えるかというような指標もきつとあると、全国に先駆けて、面白いアイデアが出せればいいかな、なんていうふうに思いましたので、少し検討いただきたいなと思います。

それから、これは廃棄物の審議会で考えることではないと思うのですが、先ほど言った環境基本計画の中で、やはりその循環は循環だけで考えちゃ駄目だよと、その脱炭素、循環それから、最近流行りで言うと、ネイチャーポジティブですね、生態系への後継ということ、それらをそれぞれが個別に何か施策を考えるのではなくて、その相互にシナジー、相乗効果ですね、これが出るようなシステムを考えていきたいと思いますというふうなことははっきり述べられています。

それもやはり大事なメッセージで、どこかでありましたが、整備計画の方でもですね、やはりその脱炭素社会作りとの接点が非常に大きい内容になるかなと思いますので、循環を整えながらもやはり脱炭素にも貢献していく、あるいはその生物多様性の保全にも繋がっていくようなパスをどういうふうに発信していけるかということもぜひ、簡単ではないのは重々承知の上で考えていけたらなというふうに思っています。長くなりましたが1点目です。

2点目が、今申し上げたその整備計画ですね、藤田委員から今インバウンドはこれから増える、それに伴って廃棄物も増えるんじゃないかとおっしゃっていました。一方は増える要因があって、一方ではもうよく言われるように人口減少が進んでいってごみの量もますます減っていく社会で、かといって、ごみがこれから増えるのか減っていくのかというの見通しながら、そしてその施設規模、トータルのごみ処理能力というのをやはりダウンサイジングしていかないといけない時代が来ていますので、それはもう全国的にそうかなと思います。

かといって、その増えるインバウンド対応でごみ処理が追いつきませんなんていうことはとても言えない、きちんと処理する責任がありますので。そのような将来変化を見据えながらどういうふうに適正な規模へと、更新していくか、やがては人口減少とともに処理能力が余ってくる時代がいつかくると思うんですね。

その余った能力を、地域の中でどういうふうに利活用していくか、それは場合によっては、一般廃棄物と産業廃棄物を今後処理するような制度上の問題はあるにせよ、地域全体での連携を通じて焼却場の持つ処理能力を十分に生かしていくということも、おそらく20年後30年後には考えないといけないと思いますので、そういう未来を見据えた何か計画作りというのを、ご提案いただけたらいいかなと思います。

これも簡単ではないかなと思いますが、期待です。

最後、分別まちがい率のお話が出てきたかなとは思いますが、どこかで申し上げたかもしれませんが、レジ袋有料化の制度に対して、SNSでは結構、批判的な意見が多く飛び交っています。それはプラスチックごみを減らしたって、結局はその分、助燃剤を焼却の際に投入しているんでしょと、意味ないよね、みたいな意見とかですね、あるいはプラスチックを例えば分けて排出したところで、どうせリサイクルに回さずに燃やしているんでしょとかですね、こういう指摘が結構あって、それに対して正しい情報というのを

どうやって発信していくかというのは、ものすごく大事なかと、SNSの拡散力ってすごく大きいので、それをきちんと正しい情報に置き換えていくと。おそらくその助燃剤の問題はいくらかあると思いますけど、現状のごみ質だと十分自燃するかなと思いますので、助燃剤の投入量が処理量あたりどのぐらい増減しているかという正しいデータを出すとかですね。

あるいは一部リサイクルに向かないプラスチックの焼却処理というのもあったとしても、きちんとマテリアルリサイクルしていますよという情報を、発信していく部分もやはり強化しないと、この分別まちがい率というか、もう分けなくていいやというような人々の意識って変わらないかなと思いますので、そのあたりもご検討いただければなと思います。

長くなりましたが以上です。

○野村会長

はいありがとうございます。

とても貴重なご意見だと思います。

非常に大事なご意見ということになりますから、これを踏まえて、おそらく中間目標の見直しということになっていくかと思います。他に何かご質問等ございますでしょうか。

すいません、それでは私の方から事前に説明を受けてですね、ごみの量自体というのはすごく減っているなど、これは素晴らしいなというふうに思います。

やはりそれは、最初はコロナの影響というふうに思っていましたけれども、それが明けても減っていつている傾向がある。

それは意識調査を見ているとですね、市民の意識の高まりというのもやはりある。それは行政のご尽力によると思います。

私も堺市の一市民として、それは割と強く実際に実感するところでございます。

一方で、まちがい率について達成できていないと言われていています。今改めてお話を聞いてですね、まちがい率という言い方がすごくネガティブかなと思いました。先ほど山本先生の1つ目のお話からと関係しますけれども、もう少しみんなが楽しんで目標を持って取り組めるというような形がいいのではないかなと思います。とにかく減らす、減らす、減らす、頑張りましょう、まあ確かにそうなんですけれど、そういう視点だけだとなんとなくしんどくなってきて、どれくらい達成しましたというまちがい率というのは、もちろんリサイクルできるものが違うところに行っているということなんですけれども、実際にどれくらいリサイクルできているかという視点も、資料を細かく見たらどこかに出ていると思うんですけども、それをやはり少しでも見える化して、ここまで資源化できている、ここがまだできていないというのを概要版にも出てくるふうにするといいかなと思います。ペットボトル、それからリサイクル可能なプラスチック製容器包装、金属、その

辺が資源ごみになると思います。それから、またおそらくプラスチック製品等、今まで分けていなかったものも今後は分けていくというふうになっていくと思うんですけども、何かその辺をもうちょっと見える化して、これだけ堺市はやっていますよというのを何か見せるというのはいかがですかね。

まちがいと言われると何かすごくネガティブで、まちがい率が上がっていても、全体のごみ量はやはり減っているから、実際には資源化率というのは上がっていると思うんですよ、これだけごみの量が減っていますので、何かその辺を少しお考えいただいたらいいかなというふうに思います。いかがでしょうか。

どうぞ、大島委員よろしくお願いたします。

○大島委員

大島です。私も一応市民からの意見として、少しお話させていただけたらと思うんですけど、分別の間違いいというのはい、今まで私そんな考えたことなかったです。プラスチック製容器包装など色々分けてはいるのですけれども、プラマークが書いていない部分に関しては、これは分別上何？と思ったときに、生活ごみでいいかと思って捨てたり、もうこれ汚れているからと思って生活ごみに捨てていました。その辺でね、間違っていたと言われても、私も高齢者ですけど、高齢者は全然気がついていないと思います。もしよければそういうものを簡単な絵に描いてもらわないとよくわからないんです。字ばかりだったら、これは分別上何？ということになるので、絵でこういうのは間違いですよというのをわかりやすく描いていただいて、市民に配っていただけたら間違いも少なくなってくるかと思います。

それでない、今までずっと出している分に関しては、もう皆様、間違いとは思ってなくて、この分別であっていると思って出されていると思いますので、その辺の分別についての周知方法をまたお考えいただけたらありがたいかなと思います。

○野村会長

はい、ありがとうございます。私もやはり出し方は悩むんですね。

これはプラスチック製容器包装で出していいかどうかというのは。堺市から家庭に送られているパンフレットの中には、絵はある程度は描かれてはいるのですけれども、やはりそれでも難しいですね。

幅広い年齢層があると思うのですが、やはりその時代に即した、わかりやすい情報発信方法があると思うんですね。若い世代の方々には、やはり SNS を使えば効果は絶大ということになりますから、その辺を踏まえて、これからの計画での課題として考えていただければいいかなというふうに思います。

他、いかがでしょうか。

中本委員よろしくお願ひいたします。

○中本委員

堺市消費生活協議会、中本でございます。

私は、資料8「堺市一般廃棄物処理施設整備計画策定に関する基本的な考え方」の諮問項目3番の地域との共生（環境学習設備の基本方針）が、とてもいいことだと強く思いましたので一言喋らせていただきます。小学校の給食見学にもちょこちょこ行かせていただきますが、子どもたちがとてもごみに関して興味を持っているといいますか、分別をしております。

牛乳パックもちゃんと畳んできっちり並べる、そしてプラスチックのごみも全部分別をしております。

この学校での教育というのがすごく基本といいますか、子どもの頃からの教育というのは大事だなと思います。それぞれの家庭が取り組んでおられるとは思いますが、学校もまた、課外学習などで、1年に1回ぐらいは、私達のごみがどのように分別され、皆様が分別したごみはどのようなものになってしまうのか、牛乳パックはどのようなものになるのか、ペットボトルはどのようなものになってしまうのか、プラスチックごみはこのようになるのかというのを、子どもたちが興味を持てるように環境学習を、学校も取り組んでいただけたら嬉しいなと思います。

もう高齢者になりますと、子育てよりも今は孫育てといいますか、私達が孫の行動を見ながら、堺市もごみの減量やリサイクルに取り組んでいるんだというのをつくづく感じておりますので、このことについてよろしくお願ひいたします。

○野村会長

はい、ありがとうございます。私の子どもも少し大きくなってきましたけれども、学校で習ってきてですね、すごくよく教えてくれているなと思っています。むしろこちらがきちんとやらないと駄目ですよという感じと言われるところもあってですね、これは継続していただきたいかなと思います。ただ一方ですね、やはり前はその考えで良かったのかなと思っていたんですけども、その資源のリサイクルも待たなしの状況にもなっているのかなというふうに思いますので、もう既に学校を卒業されている方を対象とした、SNSなども含めて、全世代に周知できるような施策や情報発信方法を考えていただいたら良いかなと思います。

他何かございますでしょうか。

小島先生、よろしいですか。

お願ひします。

○小島委員

はい。素晴らしい堺市の成果が出ていて、私は本当に他都市も含めて色々な委員をさせていただいておりますけれども、これほどに綺麗な結果が出ておられるのは本当に珍しくて、日々の施策のおかげかなと市民の皆様の協力と堺市が一生懸命取り組まれた成果が出ておられるということで素晴らしい成果を見させていただきました。これからのことも含めて色々なコメントがありましたので、私も少し今の考えをお話させていただきたいのですが、今、若い学生ですとか、30代、40代の方の価値観がずいぶん変わってきているということを結構感じてきております。昭和に対するレトロブームですとか、物を大事にするリビルドみたいなのもですね、少しずつなんですけれども、認知が増えてきているということもありまして、堺市もたくさん昔の古い町並みも含めて、歴史も文化も深くて、そういったものをこれからも大事にしたいと思える若い世代もたくさん今増えてきているなというのは感じます。もちろんリデュースが一番大事なんですけれども、あるものについてはリユースを促進できるような施策ですね、例えば古い町並みなんか傷んでしまっただろうしどうしようもないのは改修しないといけないと思うんですがそういった部材なんか活用できるような仕組みですとか、そういったものができていることで、街並みの保全や、そしてごみの発生抑制、そしてリユースも進むというような、次の世代に向けた新しい取り組みなんかこれからできるんじゃないのかなと思ひまして期待をしております。

すいません以上です。

○野村会長

はい。

ありがとうございます。

おそらく一番理想は水平リサイクルということになってくると思います。

堺市も、子ども服のリユースなどは多分されていると思いますが、僕はもっとぜひ増やしていってもらって、そもそも出る「ごみ」という発想がなくなっていくのが理想じゃないかなというふうに思います。

他に何かコメント、ご質問いかがでしょうか。

よろしいですかね。

はい、それではこれから計画の中で考えていくということですので、またお気づきの点等があったら、ご意見いただければいいかと思ひます。

はい、それではありがとうございました。

それでは、おおむねご意見をいただきましたので、ここで審議会として今後の審議の進め方ということで確認させていただきたいと思ひます。

審議の方法ですが、一般廃棄物処理基本計画に係る分野は専門分野も多く、また色々と

ご意見いただきましたように、内容も多岐に渡ることから、まず諮問事項に関して、それぞれの部会を設置いたしまして、その部会で専門的にご議論いただき、それぞれの答申素案というものを作成いただきたいと思います。

部会で作成していただいたそれぞれの答申素案を、本審議会本会にて報告、ご審議いただく形をとりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、部会の設置についての手順を事務局からご説明いただきたいと思います。お願いします。

○事務局

堺市廃棄物減量等推進審議会規則第 8 条にて、「審議会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる」としており、第 8 条第 2 項で、「部会に属すべき委員は、会長が指名する」としております。

○野村会長

はい、承知いたしました。

それでは、僭越ではございますが、私の方で指名させていただきたいと思っております。

部会では、専門的知識を持って、一般廃棄物処理基本計画の改定及び一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本事項に関する審議を行っていただきたく、会長を除く大学の先生方で、構成していただき、それぞれの答申素案について検討していただきたいと思っております。

お名前を申し上げさせていただきます。

藤田委員、山本委員、清水委員、小島委員の 4 人ということになります。

この 4 人の委員の先生方には、「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定に関する専門部会」及び「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本事項に関する専門部会」に同時に属していただき、今後、これらの部会でそれぞれの審議を進めていただくこととなりますが、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○事務局

事務局でございます。

会長より指名のありました清水委員につきまして、本日はご欠席されておりますが、それぞれの専門部会に属していただくことを事前にご了承いただいております。

○野村会長

はい、本件に関しまして、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですかね。

なかなか大変なお役目になるかと思っておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

す。

はい、ありがとうございました。

それでは審議会に部会を設置して審議するというので、ご了承いただけますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは部会でそれぞれの審議を進めていただきますようお願いいたします。

続きまして、その他でございますが、事務局、何か案件はありますか。

○事務局

その他、案件はございません。

○野村会長

はい。それでは本日の議題はこれで終了させていただきます。

事務局にお返しいたします。

○司会

はい。本日は野村会長をはじめ委員の皆様方にはお忙しいところをご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

今後の審議会の予定ですが、本日以降、専門部会委員の皆様との日程調整の上、第1回の専門部会の開催を年内に予定しております。

専門部会で新たな計画についての素案が整った段階で、次回の審議会を開催し、全ての委員の皆様にご審議をお願いしたいと考えております。

日程につきましては、またご連絡いたします。

会議終了にあたり、傍聴者の方はご退席くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、「令和6年度第1回堺市廃棄物減量等推進審議会」を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会:午前11時35分